

平成 30 年 2 月 28 日招集

平成 30 年第 1 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について（平成29年度燕市一般会計補正予算（第10号）） （内容別冊）	1 頁
議案第 2 号	平成30年度燕市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	平成30年度燕市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成30年度燕市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成30年度燕市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成30年度燕市公共下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成30年度燕市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成30年度燕市水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	燕市監査委員の選任について	2 頁
議案第 10 号	燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	3 頁
議案第 11 号	燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	4 頁
議案第 12 号	燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	5 頁
議案第 13 号	燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	6 頁
議案第 14 号	燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	8 頁
議案第 15 号	燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める 条例の制定について	10 頁
議案第 16 号	燕市介護保険条例の一部改正について	12 頁
議案第 17 号	燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部改正 について	14 頁
議案第 18 号	燕市国民健康保険条例の一部改正について	18 頁
議案第 19 号	燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部改正について	20 頁
議案第 20 号	燕市国民健康保険税条例の一部改正について	22 頁
議案第 21 号	燕市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	26 頁
議案第 22 号	燕市中小企業振興条例の一部改正について	28 頁
議案第 23 号	燕市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する 条例の制定について	31 頁

議案第 24 号	燕市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する 法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について————	34 頁
議案第 25 号	燕市道路占用料徴収条例の一部改正について————	36 頁
議案第 26 号	燕市都市公園条例の一部改正について————	43 頁
議案第 27 号	燕市営住宅条例の一部改正について————	46 頁
議案第 28 号	燕市学校給食センター条例の一部改正について————	48 頁
議案第 29 号	市道路線の認定について————	50 頁
議案第 30 号	平成29年度燕市一般会計補正予算（第11号）————	別冊
議案第 31 号	平成29年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）————	別冊
議案第 32 号	平成29年度燕市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）————	別冊
議案第 33 号	平成29年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）————	別冊
議案第 34 号	平成29年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）————	別冊
議案第 35 号	平成29年度燕市土地取得特別会計補正予算（第1号）————	別冊

専決処分の報告について

平成 29 年度燕市一般会計補正予算（第 10 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

燕市監査委員の選任について

燕市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成30年 2 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所	燕市吉田鴻巣
氏 名	五十嵐 昭 五

燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

燕市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所	燕市吉田日之出町
氏 名	秋 山 よし子

燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

燕市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所	燕市幸町
氏 名	亀 山 克 司

燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

燕市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所	燕市笹曲
氏 名	大久保 清 美

議案第 13 号

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「411,600円」を「423,900円」に、「341,400円」を「351,600円」に、「324,700円」を「334,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中「877,700円」を「886,400円」に、「666,700円」を「673,300円」に、「604,800円」を「610,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する
基準を定める条例の制定について

燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。

(人員及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の事業の人員及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第5条 指定居宅介護支援等の事業を行う者は、基準省令第29条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成18年燕市条例第129号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第22条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例
の一部改正について

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例（平成27年燕市条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例(平成27年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第14条第1号中「第140条の66第4号」を「第140条の66第1号」に改める。

第15条第1項中「(同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)」を削る。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本

としつつ、」を加え、「召集」を「招集」に改め、同条中第26号を第27号とし、第22号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同条イ中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削り、同条を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、同条の前に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「(新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第62号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を削り、同条を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第76条第2

号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等
指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を
求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、
同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は
情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、こ
れに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市国民健康保険条例の一部改正について

燕市国民健康保険条例（平成18年燕市条例第127号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月28日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市国民健康保険条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険条例(平成18年燕市条例第127号)の一部を次のように改正する。

目次中「この市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「第2条・第3条」を「第2条―第3条」に改める。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「この市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において「国民健康保険運営協議会」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。

第3条中「前条」を「前2条」に改める。

第4条第4号中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部改正について

燕市国民健康保険給付準備基金条例（平成18年燕市条例第76号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険給付準備基金条例(平成18年燕市条例第76号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市国民健康保険事業財政調整基金条例

第1条中「国民健康保険の保険給付、老人医療費拠出金の納付及び介護納付金の納付に要する費用の財源に充て、」を削り、「燕市国民健康保険給付準備基金」を「燕市国民健康保険事業財政調整基金」に改める。

第6条第1項中「国民健康保険の保険給付、老人医療費拠出金の納付及び介護納付金」を「国民健康保険事業費納付金」に、「又は当該年度の国民健康保険税の額が著しく高くなる」を「等国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずる」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条例第63号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月28日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事

業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、「及び世帯別平等割額」を削り、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条第1項中「8.10」を「7.30」に改める。

第5条中「2万5,200円」を「2万3,600円」に改める。

第6条第1号中「(昭和33年法律第192号)」及び「、第6条の5」を削り、「24,600円」を「23,000円」に改め、同条第2号中「12,300円」を「11,500円」に改め、同条第3号中「18,450円」を「17,250円」に改める。

第6条の2中「2.90」を「2.70」に改める。

第6条の4中「8,800円」を「1万3,400円」に改める。

第6条の5を次のように改める。

第6条の5 削除

第7条中「2.30」を「2.20」に改める。

第9条中「1万5,800円」を「1万4,000円」に改める。

第16条第1号ア中「17,640円」を「16,520円」に改め、同号イ(ア)中「17,220円」を「16,100円」に改め、同号イ(イ)中「8,610円」を「8,050円」に改め、同号イ(ウ)中「12,915円」を「12,075円」に改め、同号ウ中「6,160円」を「9,380円」に改め、同号エを次のように改める。

エ 削除

第16条第1号オ中「11,060円」を「9,800円」に改め、同条第2号ア中「12,600円」を「11,800円」に改め、同号イ(ア)中「12,300円」を「11,500円」に改め、同号イ(イ)中「6,150円」を「5,750円」に改め、同号イ(ウ)中「9,225円」を「8,625円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「6,700円」に改め、同号エを次のように改める。

エ 削除

第16条第2号オ中「7,900円」を「7,000円」に改め、同条第3号ア中「5,040円」を「4,720円」に改め、同号イ(ア)中「4,920円」を「4,600円」に改め、同号イ(イ)中「2,460円」を「2,300円」に改め、同号イ(ウ)中「3,690円」を「3,450円」に改め、同号ウ中「1,760円」を「2,680円」に改め、同号エを次のように改める。

エ 削除

第16条第3号オ中「3,160円」を「2,800円」に改める。

附則第10項、第11項、第13項から第16項まで、第19項及び第20項中「第6条の3」を「第6条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

燕市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

燕市後期高齢者医療に関する条例（平成20年燕市条例第6号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

燕市後期高齢者医療に関する条例(平成20年燕市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により燕市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者
- 附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市中小企業振興条例の一部改正について

燕市中小企業振興条例（平成18年燕市条例第151号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月28日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市中小企業振興条例の一部を改正する条例

燕市中小企業振興条例(平成18年燕市条例第151号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市中小企業・小規模企業振興条例

第1条中「、下請業者、建設業者及び小売業者」を「及び小規模企業者」に改め、「もって」の次に「地域経済の活性化及び」を加える。

第2条中「「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条第2号の3に規定する中小企業者で、市内に主たる事務所を置き、事業を営むものをいう」を「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号に規定する事業協同組合で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者及び小規模企業者の振興を図ることを目的とする団体で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第3条の見出しを「(基本理念)」に改め、同条中「中小企業」を「中小企業者及び小規模企業者」に、「市内中小業者」を「当該企業者」に、「業界団体」を「当該企業者に関係する団体」に改める。

第4条を削る。

第5条中「の施策を具体的を実施するに当たり、市民等の理解と協力を得ながら、社会情勢及び経済情勢の変化に応じて、国、新潟県及びその他関係

機関と協力して、施策の推進を図るとともに、小規模の企業及びその従業者に対しても必要な考慮を払うものとする」を「に規定する基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の施策は、国、新潟県、中小企業者、小規模企業者、中小企業関係団体、金融機関、市民等との連携及び協力により実施するよう努めなければならない。

第5条を第4条とする。

第6条の見出し及び同条中「中小企業者」の次に「及び小規模企業者」を加え、同条を第5条とする。

第7条中「中小企業」を「中小企業者及び小規模企業者」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(施策の基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新を図ること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の人材の育成・確保及び従業員の福利厚生の充実を図ること。
- (4) その他中小企業者及び小規模企業者の振興を図ること。

(計画の策定及び見直し)

第8条 市は、中小企業者及び小規模企業者の振興に資する施策を総合計画に登載し、その成果を評価検証して、定期的に見直さなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税
の特例に関する条例の制定について

燕市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下「承認地域経済牽引事業者」という。)について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき固定資産税を課税免除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内において、承認地域経済牽引事業者が法第17条に規定する承認地域経済牽引事業(法第24条に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条各号の要件に該当するもの(以下「対象施設」という。)を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した場合において、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、新たに課されることになった年度から3年度分に限り、課税を免除する。ただし、燕市企業誘致奨励条例(平成18年燕市条例第152号)又は燕市産業開発促進条例(平成18年燕市条例第150号)の規定による奨励措置を受けている場合を除く。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規

則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その固定資産税の課税免除を取り消すことができる。

- (1) 法第14条第2項の規定により同項に規定する承認地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 対象施設に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 市税の納付を怠ったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。
- (5) この条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が不適當と認めたとき。

(報告又は調査)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受ける者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査をすることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市企業立地の促進等による地域における産業集積の
形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく
準則を定める条例の一部改正について

燕市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年燕市条
例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月28日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

燕市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市道路占用料徴収条例の一部改正について

燕市道路占用料徴収条例（平成18年燕市条例第158号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

燕市道路占用料徴収条例(平成18年燕市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	470
	第2種電柱		720
	第3種電柱		970
	第1種電話柱		420
	第2種電話柱		670
	第3種電話柱		920
	その他の柱類		42
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー	4
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	410
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	840
	郵便差出箱及び信書便差出箱		350
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	840
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			50
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			100
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			250
	外径が1メートル以上のもの			500
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	840
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			920
	地下に設ける通路			550
	その他のもの			840
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	180	

政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	標識		1本につき1年	670
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		920

政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	840
政令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	180
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	84
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び	建築物		Aに0.024を乗じて得た額

自動車駐 車場	その他のもの	Aに0.012を乗 じて得た額
政 令 第 7 条 第 11 号	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	Aに0.017を乗 じて得た額
に掲げる 応 急 仮 設	上空に設けるもの	Aに0.024を乗 じて得た額
建築物	その他のもの	Aに0.034を乗 じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗 じて得た額
政 令 第 7 条 第 13 号	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下に 設けるもの	Aに0.017を乗 じて得た額
施設	上空に設けるもの	Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗 じて得た額
備考 1 金額の単位は、円とする。 2 1件の占用料が100円に満たないものにあつては、これを100円とする。 3 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同 じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限 る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電 柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱の うち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 4 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電 線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条 以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この 号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち		

4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

7 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の燕市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第2条の4第1号中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、「同条本文」を「この条本文」に改め、同条第2号中「当該都市公園」を「当該公園」に、「同条本文」を「この条本文」に改め、同条第3号中「当該都市公園」を「当該公園」に、「同条本文」を「この条本文」に改め、同条第4号中「同条本文」を「この条本文」に改める。

第2条の4の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限)

第2条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第22条中「しめなければならない」を「しなければならない」に改める。

第32条中「前条」を「第26条」に改める。

第33条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に改める。

別表第4の2の表を次のように改める。

占用物件		単位	金額(円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	470
	第2種電柱		720
	第3種電柱		970
電話柱	第1種電話柱		420
	第2種電話柱		670
	第3種電話柱		920
その他柱類			
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	4
地下に設ける電線その他の線類		長さ1mにつき1年	2

水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	37
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		50
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		100
	外径が0.4m以上1m未満のもの		250
	外径が1m以上のもの		500
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	840
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	350
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		占有面積1㎡につき1日	18
標識		1本につき1年	670
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設		占有面積1㎡につき1月	180
土石、竹木その他工事用材料の置場		占有面積1㎡につき1月	180

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の2の表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4の2の表の規定は、平成30年4月1日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例（平成18年燕市条例第160号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月28日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第16条第2項中「昭和26年建設省令第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、入居者(省令第8条各号に掲げる者に該当するものに限る。)が同項の規定による収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、収入の額を認定することができる。

第31条第2項中「政令第8条第2項」の次に「(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第41条及び第42条中「第11条」を「第12条」に改める。

別表第1の1市営住宅の表中

「

緑町団地	燕市小関1427番地	簡易耐火構造 平屋建	6	昭和37年度
------	------------	---------------	---	--------

」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市学校給食センター条例の一部改正について

燕市学校給食センター条例（平成18年燕市条例第85号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市学校給食センター条例の一部を改正する条例

燕市学校給食センター条例(平成18年燕市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

燕市東部学校給食センター	燕市大曲2440番地1
--------------	-------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

市道路線の認定について

次のとおり、市道路線の認定をするものとする。

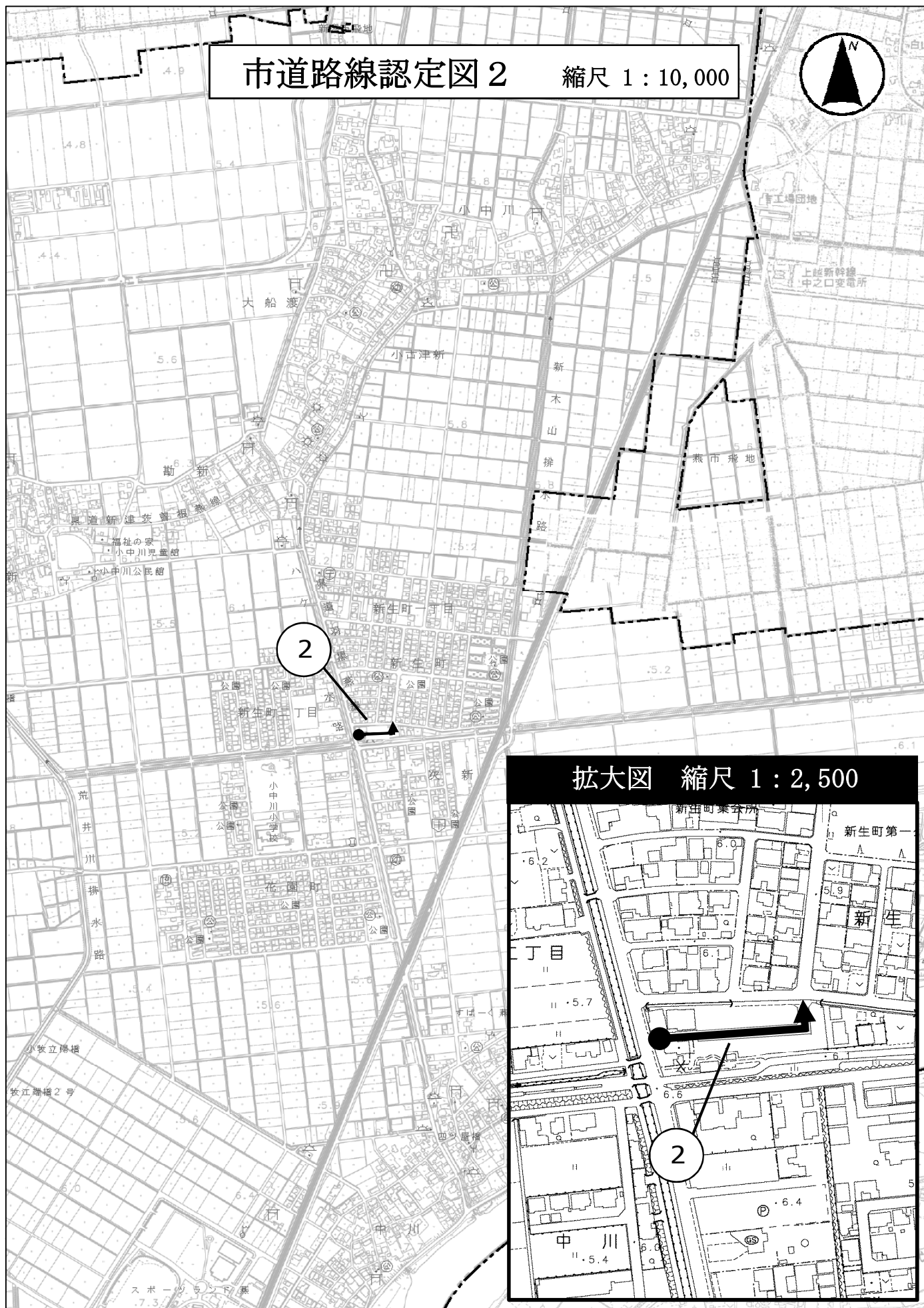
平成30年 2 月28日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

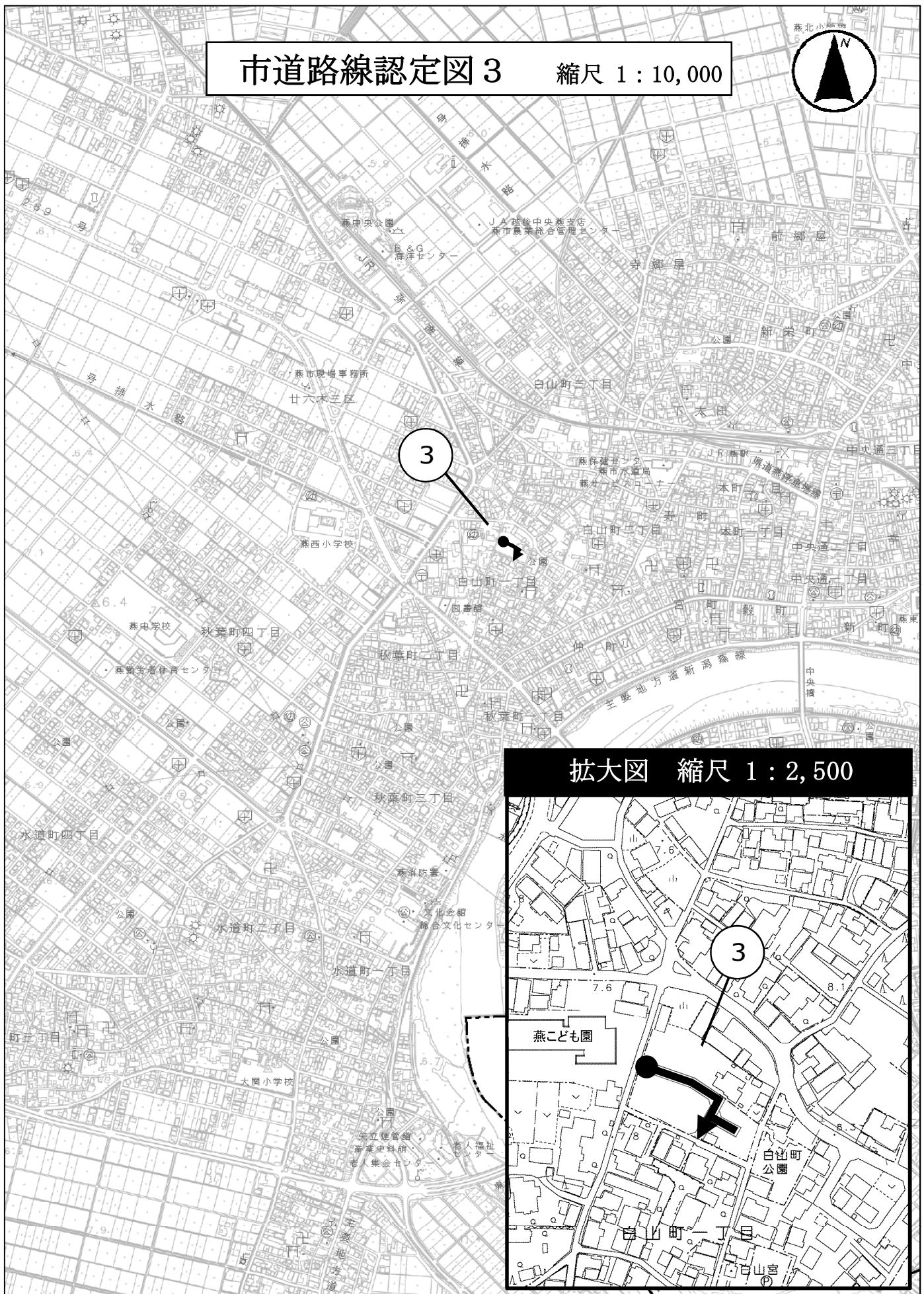
記

市道路線認定調書

[illegible]

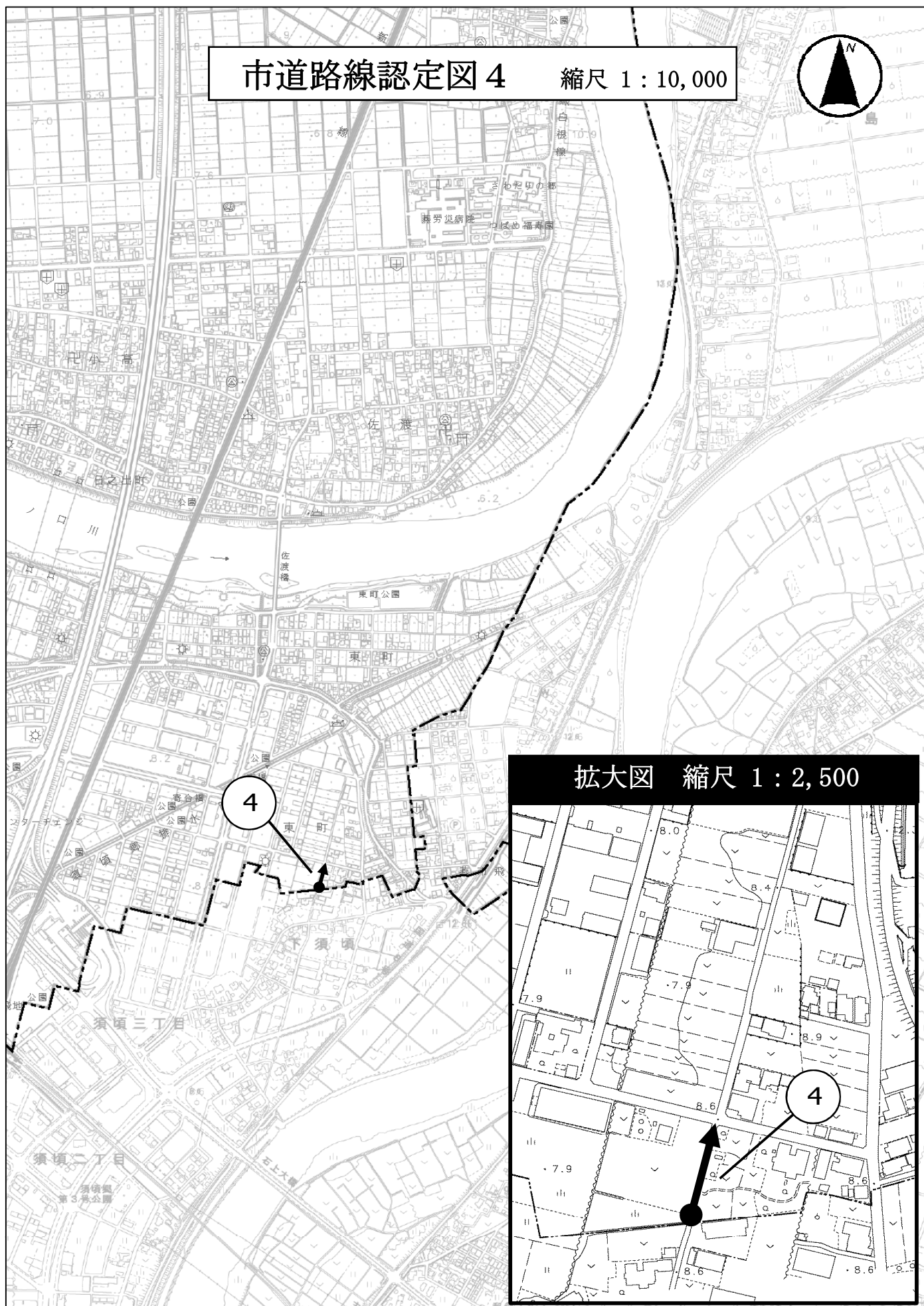


縮尺 1 : 10,000

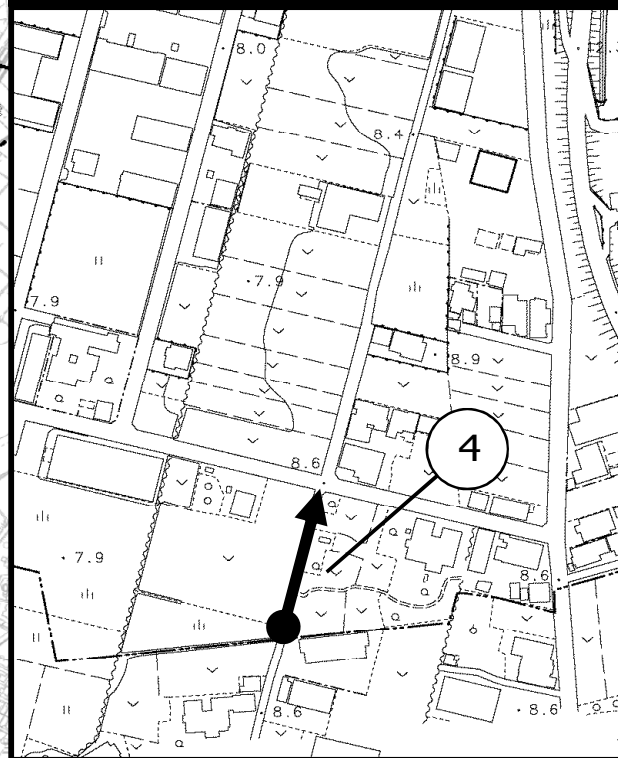


市道路線認定図 4

縮尺 1 : 10,000

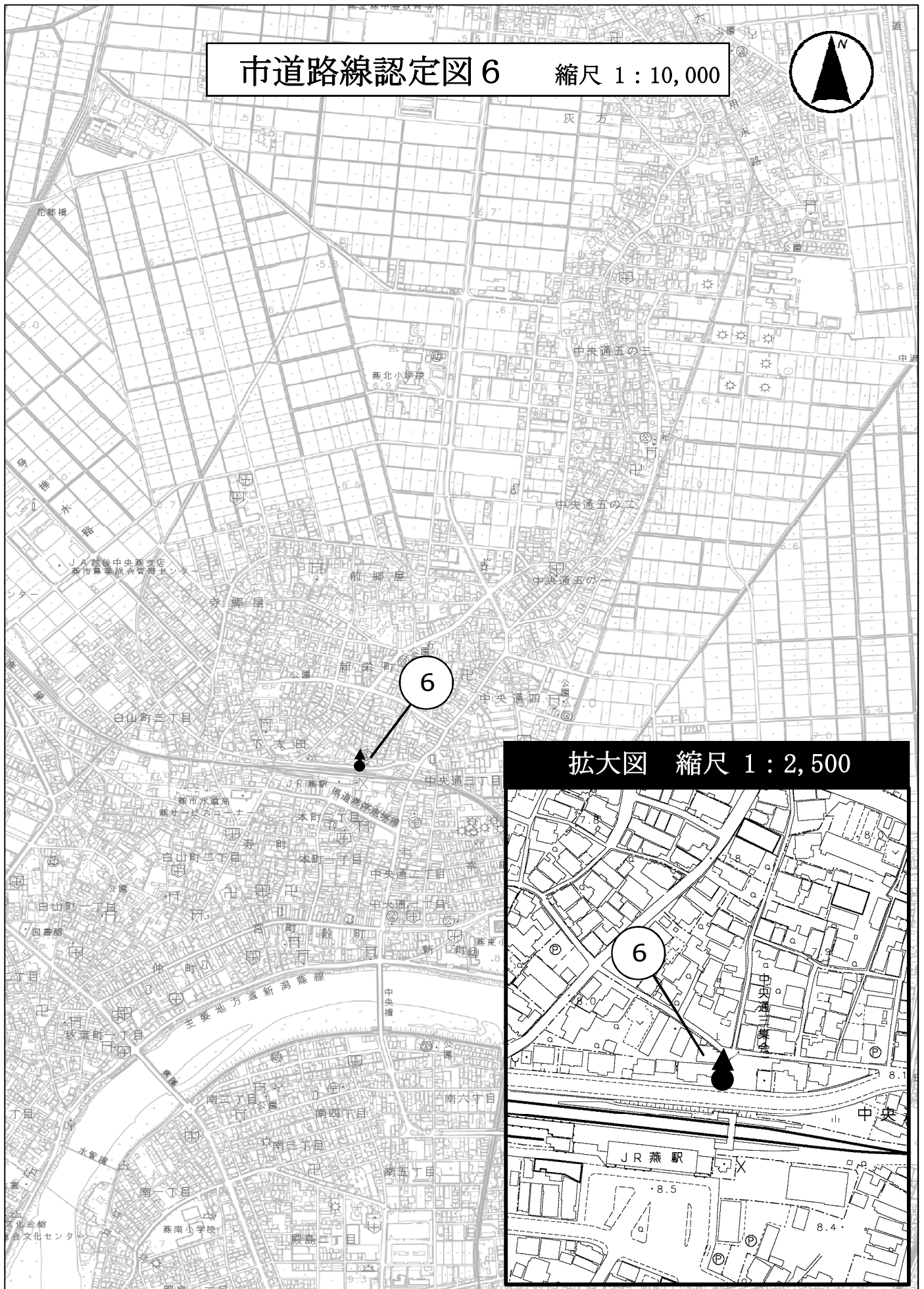


拡大図 縮尺 1 : 2,500

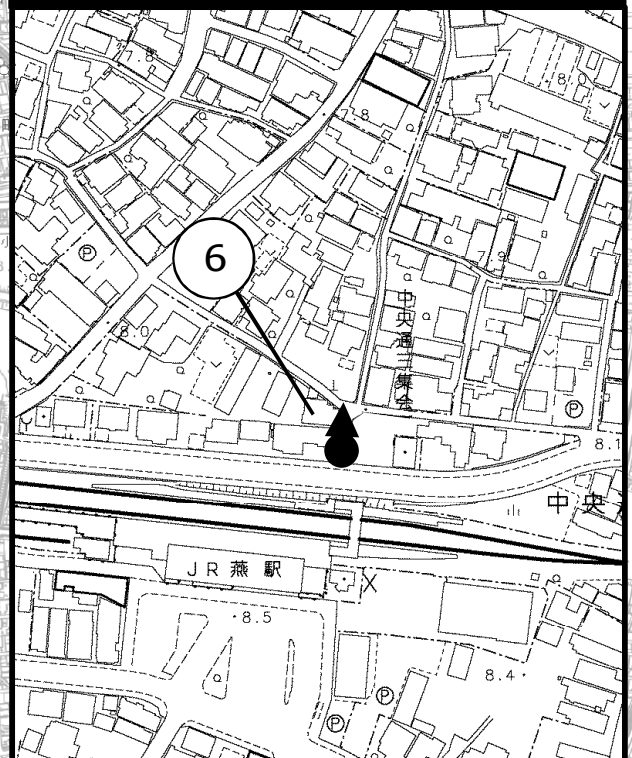


市道路線認定図 6

縮尺 1 : 10,000

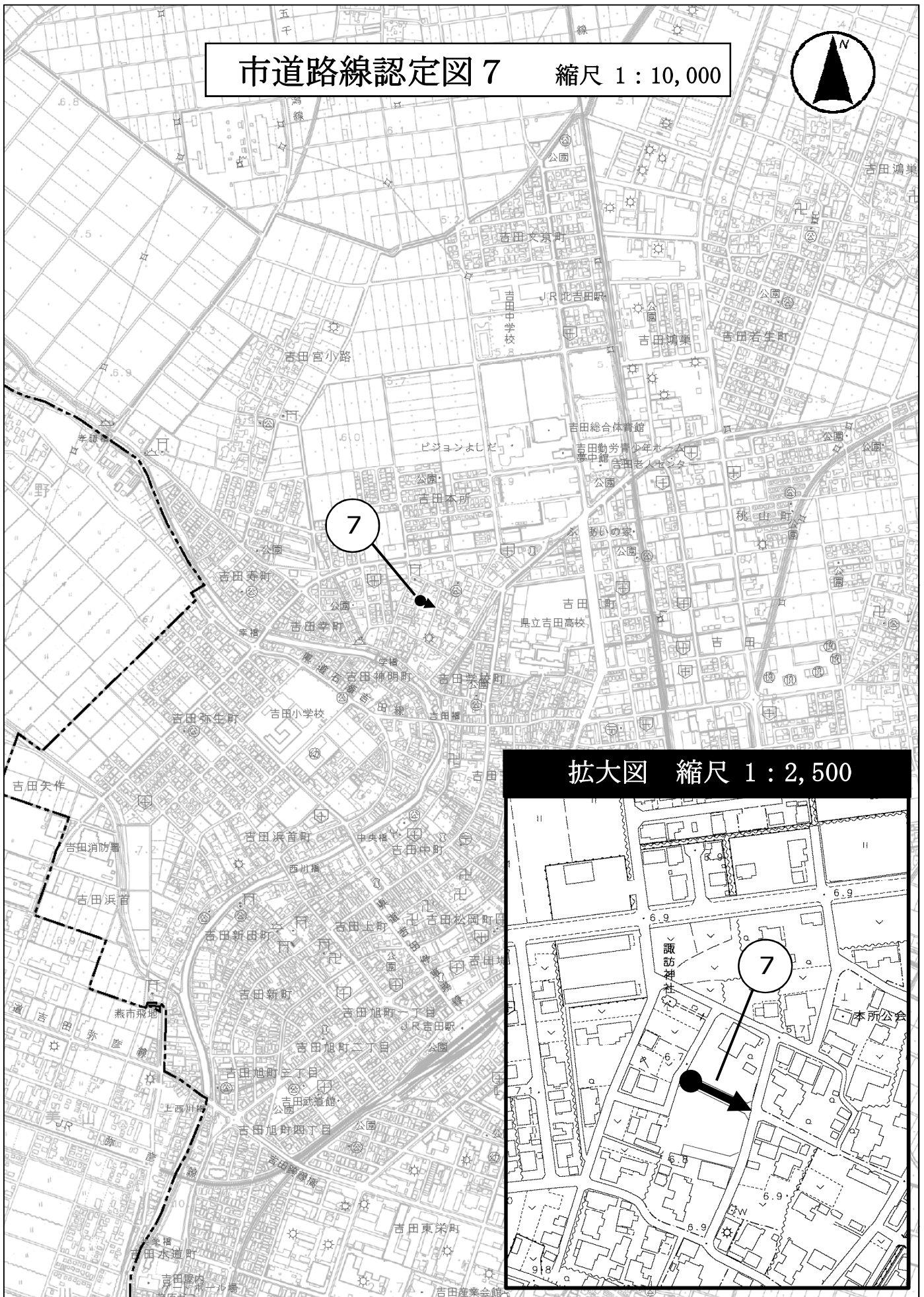


拡大図 縮尺 1 : 2,500



市道路線認定図 7

縮尺 1 : 10,000



拡大図 縮尺 1 : 2,500

